

【対象受注者等⇒対象労働者への明示用】

労働関係法令遵守状況報告書等提出対象の公契約業務についての対象労働者への明示

あなたが従事されている業務は、労働関係法令遵守状況報告書の提出が義務付けられている対象受注者等の「公契約に係る業務」に該当します。

公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、指定管理者及びその下請負者等（予定価格1千万円以上の清掃業務、警備業務、市有施設保守管理業務に係る契約の下請負者等に限り、指定管理者と人材派遣契約を締結している事業者を含みます。）は、労働関係法令の遵守状況について丹波篠山市に報告する必要があり、その内容を公契約に従事する労働者に知らせることが義務付けられています。（丹波篠山市公契約条例第17条）

【指定管理業務の名称】_____

【指定管理者又は対象下請負者等の名称】_____

の労働関係法令の遵守状況は、次のとおりです。

No.	項目	回答
<input type="radio"/> 労働条件		
①	常時10人以上の労働者を使用している場合、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。また、変更があった場合にも届け出ていますか。 ※従業員が10人未満の場合は記入していただく必要はありません。	はい・いいえ 対象外
②	就業規則の周知を労働者に行っていますか。	はい・いいえ 対象外
③	労働者への雇用通知は、労働基準法で決められた項目に基づいた形式の「労働条件通知書」等により行っていますか。	はい・いいえ
<input type="radio"/> 労働時間		
④	時間外及び休日の労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
<input type="radio"/> 保険		
⑤	労災保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑥	雇用保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑦	健康保険に加入していますか。	はい・いいえ
⑧	厚生年金保険に加入していますか。	はい・いいえ
<input type="radio"/> 賃金		
⑨	法律や就業規則の定めに従って、賃金台帳を作成していますか。	はい・いいえ
⑩	賃金について全額（適法に天引きされているものを除きます。）を、労働者に直接、毎月1回以上、一定期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
⑪	最低賃金法に定める賃金額以上の賃金を労働者に支払っていますか。	はい・いいえ

1 上記の項目の「いいえ」に「○」がある事業者は、改善措置に必要な一定期間内（やむを得ない事情がある場合を除き本市と契約してから6か月以内）に、その措置結果を丹波篠山市に報告する必要があります。措置結果についても、事業者は、あなたに明らかにする必要があります。

2 もし、上記の項目の内容が、あなたが認識している事実と異なる場合、1の措置結果について、あなたに明らかにしていない場合、あるいは、虚偽の報告がされている場合は、丹波篠山市にお申し出ください。

改善のため丹波篠山市から必要な指導を行います。また、悪質な事業者については、事業者名を公表します。

相談・通報窓口

丹波篠山市行政経営部管財契約課

電話 079-552-5197

ファックス 079-552-5665